

秋 田 県 養 豚 協 会 定 款

〔 制定：平成17年 6 月27日
最終改正：令和 3年 7 月 5 日 〕

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この協会は、秋田県養豚協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 この協会の事務所を秋田市に置き、必要なる地区に支部を置くことが出来る。

(目 的)

第3条 この協会は、本県養豚及び中小家畜経営の安定と振興を図り、優良な血統を保存普及し、形質の改良と能力の向上、生産基盤の確立と組織の強化を図ること、防疫対策の強化を図ること、及び日本養豚協会関連業務を実施することを目的とする。

(事 業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 養豚及び中小家畜経営の普及向上、改良増殖に関する指導奨励
- ② 豚の生産、流通及び消費に関する調査及び情報の提供
- ③ 畜政活動に関すること
- ④ 種豚及び緬山羊の登録
- ⑤ 防疫対策の強化に関すること
- ⑥ 日本養豚協会の業務に関する事項
- ⑦ その他協会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員 等

(会員の資格)

第5条 この協会を構成する会員は、次のとおりとする。

- ① 正会員：秋田県に居住し、養豚を経営している個人又は法人
- ② 学識経験者：学識経験者で、理事会の決議による者
- ③ 賛助会員：第3条の目的に同意し、本協会の事業の推進に協力する団体及び協業体

(加 入)

第6条 この協会の正会員になろうとする者は、加入申込書に所定の資格等を記載して

会長に提出し、理事会の承認を受けるとともに加入申込書を日本養豚協会に提出して承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認をしたときは、その旨を当該申込した者に通知するものとする。

(脱 会)

第7条 会員は、次の各号の事由の一に該当した時は、当該年度の終わりに協会を脱退する。

- ① 会員から脱退の申し出があったとき
- ② 会員たる資格を喪失したとき
- ③ 会費を引き続き1年以上納入しないとき

(会 費)

第8条 正会員は、毎年度、総会で別に定める会費及び日本養豚協会の総会で別に定める会費を総会終了後、速やかに納入しなければならない。

2 既納の会費その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第9条 この協会に次の役員を置く。

- ① 理事 13名以内とする。内1名は学識経験者とすることができる。
 - ② 監事 2名以上3名以内
- 2 理事及び監事は、総会において会員より選任する。

第10条 理事のうちから会長1名、副会長2名、事務局長1名を互選するほか、必要があるときは、会長代行1名を互選することができる。

(役員の仕事)

第11条 会長は、この協会を代表し会議の議長となりその業務を総理する。

- 2 会長代行は、同条第1項の会長の職務を遂行することができる。ただし、代表権は有しない。
- 3 副会長は、会長を補佐してこの協会の業務を掌理し、会長が事故ある時はその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。また、筆頭副会長は代決権を有し、会長不在の場合は会長の職務を代理する。
- 4 事務局長は、会長及び副会長を補佐してこの協会の業務を執行する。
- 5 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - ① 財産及び会計の状況を監査すること。

- ② 理事の業務執行の状況を監査すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、3年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後または辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員報酬)

第13条 役員は無報酬とする。ただし、費用は弁償することができる。

(顧問)

第14条 この協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、協会運営上の重要事項について、会長の諮問に応じる。

第4章 総会

(総会種別)

第15条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 総会議長は、会長とする。
- 3 通常総会は毎年6月又は7月とする。
- 4 臨時総会は、理事会において必要と認められた時。または会員の3分の1以上の請求があった時。

(総会招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会招集は、少なくともその開催日の10日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会員に通知しなければならない。
- 3 前条第4項の規定により請求があったときは、会長は請求の日から30日以内に総会を招集しなければならない。

(総会議決方法等)

第17条 総会議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長が決するところによる。

- 2 会員は各1個の議決権を有する。
- 3 総会に出席しない会員は、書面をもって議決権を行使することができる。

(議決事項)

第18条 次の各号に掲げる事項は、総会議決を必要とする。

- ① 定款の変更
- ② 解散及び残余財産の処分
- ③ 事業計画・収支予算・事業報告・収支決算及び財産目録並びに剰余金処分案
- ④ 会費の額及び賦課方法
- ⑤ 役員を選任
- ⑥ 前各号に掲げるほか、総会において必要と認めた事項

(議事録)

第19条 総会の議事録は、議長が作成し、議事の経過概要及びその結果を記載し、出席会員2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会に関すること)

第20条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 理事会の議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 監事は必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる
- 4 次の各号に掲げる事項は、理事会に置いて審議し、または決定するものとする。
 - ① 定款第18条に掲げる事項
 - ② 総会の招集に関する事及び会員の加入、脱退に関する事
 - ③ その他理事会において必要と認めた事項

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第21条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第22条 この協会の運営に当てる経費は、次に掲げるものから支弁する。

- ① 会費
- ② 事業に伴う収入
- ③ 資産から生ずる収入
- ④ 寄付金品
- ⑤ その他の収入

(監査)

第23条 会長は、毎事業年度終了後、決算書類を作成し、通常総会開催の10日前まで

に監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

第7章 定款の変更、及び解散

第24条 [廃止]

(解 散)

第25条 この協会の解散は、総会の議決を経る。

- 2 この協会が解散した時は理事をその清算人とする。

第8章 雑 則

(細 則)

第26条 この定款に定めるものの他、協会の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、平成17年6月27日から施行する。
- 2 この定款の施行に伴い、昭和31年6月4日に制定した秋田県種豚登録協会定款はこれを廃する。
- 3 この定款は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この定款は、平成27年7月25日から施行する。
- 5 この定款は、平成30年6月30日から施行する。
- 6 この定款は、令和3年7月5日から施行する。